

医療法人

# ユタカ医院

訪問看護・居宅療養管理指導サービス詳細

# 1. 指定介護予防訪問看護・訪問看護事業

ユタカ医院では、介護予防訪問看護・訪問看護事業を実施しています。医師の指示に基づき、訪問看護計画を作成し、以下のサービスを提供しています。

## ○ 医療サービス内容

1. 病状や障害の観察
2. 入浴・清拭・洗髪等の清潔保持援助
3. 食事や排泄等日常生活の援助
4. 床ずれ予防及び処置
5. 日常生活に必要なリハビリテーション
6. カテーテル等の交換及び管理
7. 医療機器等の操作援助及び管理
8. 認知症ケア・メンタルケア
9. 服薬管理、栄養指導管理
10. ターミナルケア
11. その他医師の指示による医療処置

## ○ 個人情報保護および安心安全のサービス提供

- ★ 業務上知り得たご利用者さま及びご家族さまの秘密を保持し「個人情報の保護に関する法律」を遵守します。
- ★ 「高齢者虐待の防止に関する法律」を踏まえ、職員は身体的精神的虐待が起きることのないサービスを提供します。
- ★ 自然災害発生や感染症蔓延等事態発生時に、ご利用者様が安心してサービスをご利用できる業務継続計画を策定し、体制整備に努めています。

## 2. 居宅療養管理指導

指定介護予防居宅療養管理指導・指定居宅療養管理指導事業の内容は以下の通りです。

- **担当医師**

医師（常勤2名）は、居宅を訪問し、計画的継続的医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの担当介護支援専門員、その他の事業者に居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、利用者及びその家族等に居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

- **管理栄養士**

管理栄養士（非常勤1名）は、厚生労働大臣が定める特別食を必要とするか、または低栄養状態にある要介護者等に対して、医師の指示に基づき居宅を訪問して栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、または助言を行います。

### 3. 利用料金および交通費

ユタカ医院では、介護予防訪問看護・訪問看護事業を実施しています。医師の指示に基づき、訪問看護計画を作成し、以下のサービスを提供しています。

#### ○ 医師・管理栄養士による居宅療養管理指導

サービスの種類	内容	居住区分	保険給付適用者負担額 (円)		
			1割	2割	3割
・医師居宅療養管理指導費（Ⅰ） ・介護予防医師居宅療養管理指導費（Ⅰ） (1月に2回を限度として算定)	医療保険にて、在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料算定外のご利用者さま	単一建物居住者 1人	515	1030	1545
		単一建物居住者 2~9人	487	974	1461
		単一建物居住者 10人以上	446	892	1338
・医師居宅療養管理指導費（Ⅱ） ・介護予防医師居宅療養管理指導費（Ⅱ） (1月に2回を限度として算定)	医療保険にて、在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料算定外のご利用者さま	単一建物居住者 1人	299	598	897
		単一建物居住者 2~9人	287	574	861
		単一建物居住者 10人以上	260	520	780
管理栄養士居宅療養管理指導費 介護予防管理栄養士居宅療養管理指導費 (1月に2回を限度として算定★医師の特別指示により月4回限度として算定)		単一建物居住者 1人	545	1090	1635
		単一建物居住者 2~9人	487	974	1461
		単一建物居住者 10人以上	444	888	1332

- ・ 介護予防訪問看護・訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示額）によります。また、医療保険の訪問看護は診療報酬額によります。
- ・ 指定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（R6/6/1 介護報酬告示額）に基づきます。保険給付適用ご利用者さまは、1割、2割、または3割の自己負担となります。

#### ○ 交通費

指定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に要した交通費については徴収しません。

ただし、訪問診療・往診時には以下の交通費を申し受けます。**※タクシー利用の場合は自費となります。**

- ・ 実施区域《豊川市・豊橋市（賀茂町）》内は無料
- ・ 実施外区域は 500 円

## 4. 営業日および営業時間

---

### ○ 介護予防訪問看護・訪問看護

- ・ 月曜日から土曜日 午前 9 時～ 12 時、午後 1 時～ 5 時
- ・ 日曜日・国民の祝日、12 月 30 日～ 1 月 4 日、夏季休暇（お盆前後 3 日）は休業
- ・ 営業時間外も電話および携帯電話で 24 時間体制の緊急対応を行っています。
  - ・ 電話番号：0533-93-6515
  - ・ 緊急携帯電話：担当訪問看護師が携帯を所持し連絡が取れるようにしています。

### ○ 医師による居宅療養管理指導

- ・ 月曜日から土曜日 午後 1 時 30 分～ 4 時
- ・ 木曜日 午前 8 時 30 分～ 12 時
- ・ 管理栄養士の訪問日時は利用者との協議により決定します。
- ・ 24 時間体制で電話および携帯電話による緊急対応を行っています。

## 5. 医療 DX の取り組み

---

ユタカ医院は医療 DX を推進し、ICT ツールを活用した診療および訪問看護に対応しています。

### ○ 情報通信機器を用いた診療

当院では令和 6 年 6 月 1 日より、情報通信機器を用いた診療に対応しています。オンライン診療において、向精神薬の処方はできません。

### ○ 電子カルテの導入と情報連携

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を推進しており、受診された患者様の受診歴や薬剤情報、特定健診情報を活用して診療を行っています。

### ○ 東三河ほいっぷネットワークの活用

ユタカ医院では、地域の医療機関や介護関係者と連携し、ICT を通じて患者様の診療情報をリアルタイムで共有する「東三河ほいっぷネットワーク」を活用しています。これにより、訪問診療や在宅ケアの質を向上させています。

## 6. 相談窓口

---

ユタカ医院の訪問看護および居宅療養管理指導に関するご相談は、以下の窓口にてお受けいたします。

**受付時間：月曜日から土曜日の 9:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00。**

- **訪問看護に関するご相談**

電話番号：0533-93-6515

- **居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に関するご相談**

院長 樋口 義郎までご連絡ください。

電話番号：0533-93-6515